

規制のサンドボックス制度 (新技術等実証制度) について

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局
(規制のサンドボックス 政府一元的窓口)

1. 規制のサンドボックス制度について

- 生産性向上特別措置法（2018年6月施行）に基づき、**規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）**が創設。2021年6月に施行した改正産業競争力強化法により、移管・恒久化。
- 本制度は、「まずやってみる」ことを許容するために、期間・参加者を限定し、既存の規制の適用を受けることなく、**新しい技術・ビジネスモデルの迅速な実証**を可能とするもの。
- 実証で得られた情報・資料を活用して、**円滑な事業化・規制改革等の社会実装を推進**。
- 法施行以降、モビリティ、IoT、FinTech、ヘルスケアなど多様な分野で、**23計画142者**が認定。
- 内閣官房は、新技術等を用いた事業活動を行おうとする事業者の提案を広く一元的に受け付ける**一元的窓口**としての役割を担っている。

<制度活用の流れ>

事業者が主務大臣（事業所管・規制所管）
に対して実証計画を申請

評価委員会の開催

主務大臣が実証計画を認定

事業者による実証の実施

主務大臣による規制の見直し等の検討・実施

<規制の見直し・新たなビジネスにつながった事例>

事例1: 電動キックボードに関する実証からの 道路交通法改正

電動キックボードの走行環境整備を図るため、シェアリング事業者が大学構内（非公道）で免許なしに走行する**サンドボックス実証**、**新事業特例制度**による公道走行を経て、**道路交通法改正**（2022年4月成立。2年以内に施行。）。

事例2: 債権譲渡の通知等に関する特例整備

サンドボックス実証を通じて整備された**債権譲渡通知等に関する特例**を踏まえ、将来的な本特例の適用に向け、現在、金融機関等が**ブロックチェーン技術を活用した実証**を実施中。

2. 認定実績

2018年6月施行以降、FinTech、モビリティ、ブロックチェーン、ヘルスケア、AI・IoTなど多様な分野で、**23計画142者が認定**されている。また、**1件の新たな規制の特例措置**を整備。

Fintech

- ・犯罪収益移転防止法 × データ
- ・Insurtech (P2P保険)
- ・少額短期 (P2P保険)



モビリティ

- ・電動キックボードのシェアリング
- ・ハイブリッドバイク
- ・車内空間のシェアリング



ブロックチェーン

- ・暗号資産
- ・治験、臨床研究
- ・債権譲渡の通知等に関する特例



ヘルスケア

- ・オンライン受診勧奨 × 診断キット
- ・救急医療 × 生体認証
- ・スポーツ × リアルタイム採血検査
- ・医薬品 × 販売機
- ・野菜POPの自主マニュアル



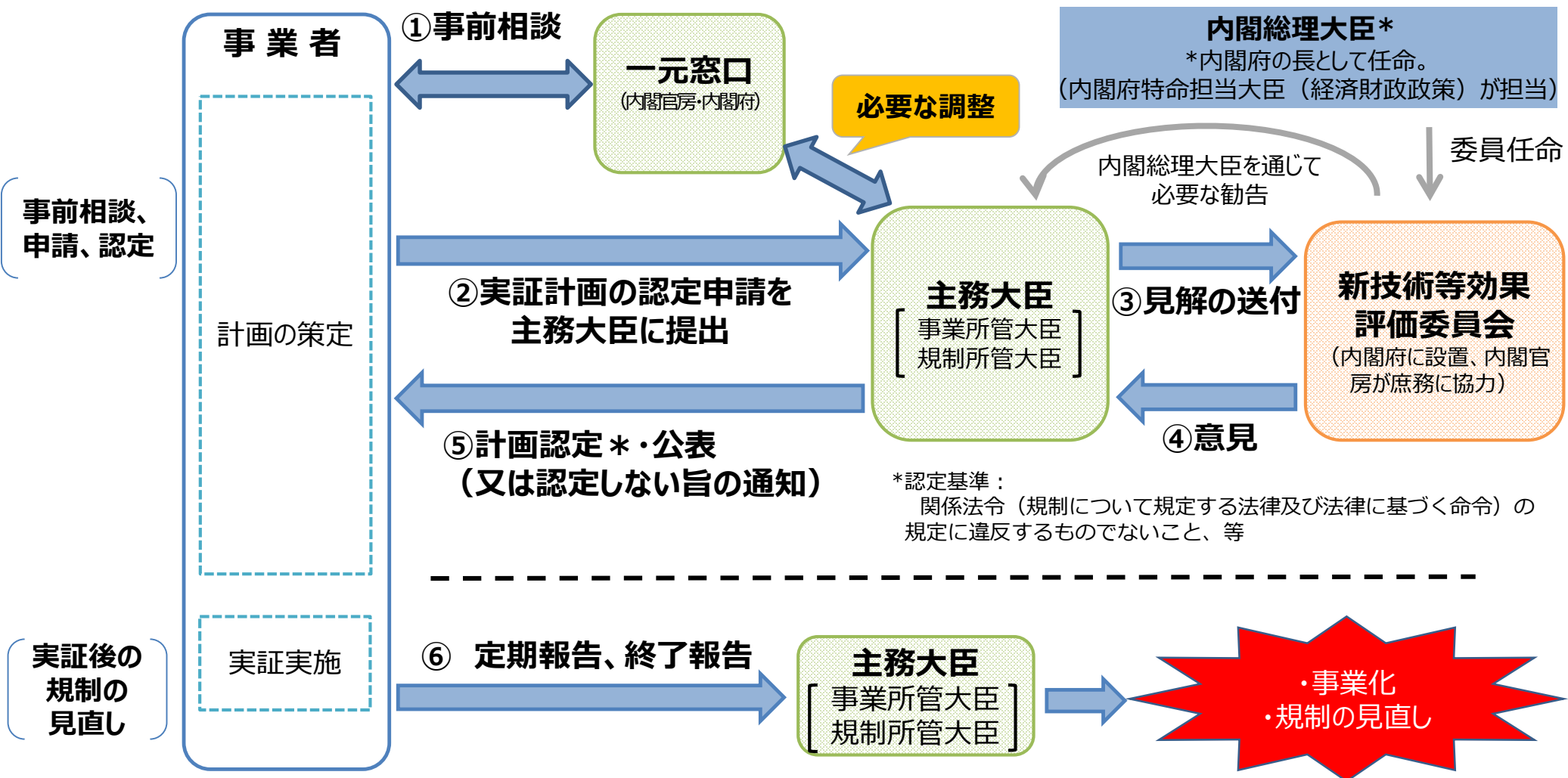
AI・IoT

- ・IoT × 家電 (PLC)
- ・IoT × リサイクル
- ・IoT × 不動産 (IT重説)
- ・IoT × 債権譲渡通知
- ・IoT × 障害者雇用
- ・IoT × 定期建物賃貸借契約
- ・AI × 無人カフェ



3. 規制のサンドボックス制度の仕組み

基本方針（認定に関する基本的な事項、等）：内閣総理大臣（内閣官房）が案を作成、閣議決定



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望（プロセスは計画認定と同様）。
新事業活動に係る規制の特例措置、計画の認定に関しても、主務大臣が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くことができる。

4. 内閣官房の一元窓口機能

